島根県の地震

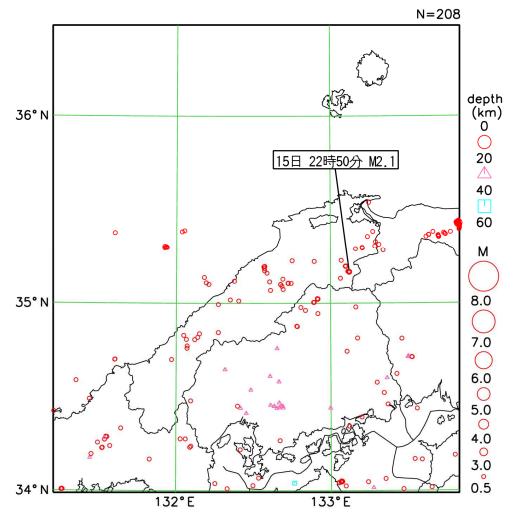
令和2 (2020) 年6月

- ・震源要素(緯度、経度、深さ、マグニチュード)は暫定値です。後日、再調査のうえ 修正されることがあります。
- ・本資料は、国立研究開発法人防災科学技術研究所、北海道大学、弘前大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、高知大学、九州大学、鹿児島大学、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国土地理院、国立研究開発法人海洋研究開発機構、公益財団法人地震予知総合研究振興会、青森県、東京都、静岡県、神奈川県温泉地学研究所及び気象庁のデータを基に作成しています。また、2016年熊本地震合同観測グループのオンライン臨時観測点(河原、熊野座)、米国大学間地震学研究連合(IRIS)の観測点(台北、玉峰、寧安橋、玉里、台東)のデータを利用しています。

松江地方気象台

島根県およびその周辺地域の地震活動 2020年6月1日~30日

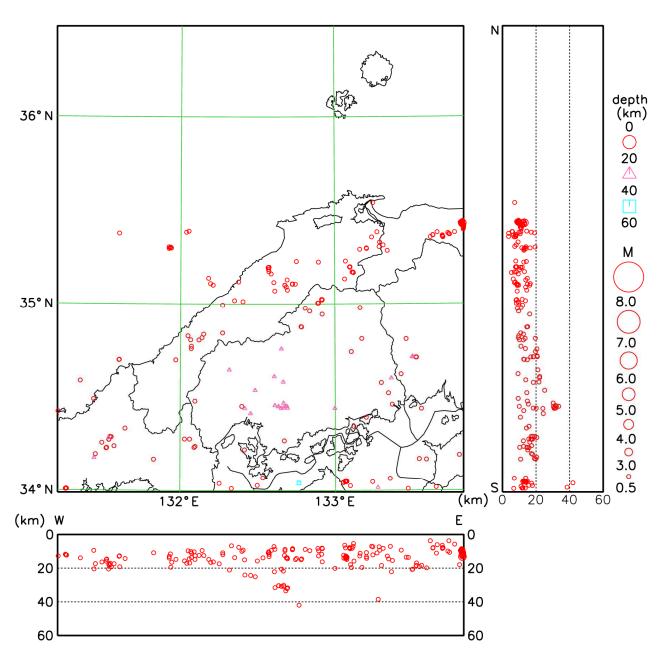
2020 06 01 00:00 -- 2020 06 30 24:00



[概況]

今期間、MO.5以上を観測した地震は208回 (5月は192回)でした。 また、島根県内で震度1以上を観測した地震は、1回でした。 15日22時50分 島根県東部の地震(深さ5km、M2.1)により、奥出雲町で震度1を観測しました。

2020 06 01 00:00 -- 2020 06 30 24:00



6月の島根県内の地震表 (震度1以上)

発震日(年月日時分) 震央地名 各地の震度(島根県内のみ掲載)	緯度	経度	深さ	マグニチュード
2020年06月15日22時50分 島根県東部 地点震度 島根県 震度 1: 奥出雲町横田*	35° 10.0′ N	133° 07.3' E	5km	M2. 1

・地点名の後に*がついている地点は、地方公共団体または国立研究開発法人防災科学技術研究所の震度観測点です。

【観測点震度分布図】

2020年6月15日22時50分 島根県東部



~「津波フラッグ」について~

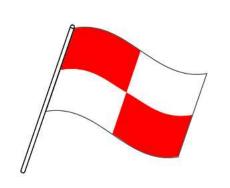
気象庁では、令和元年10月から令和2年2月にかけて、「津波警報等の視覚による伝達のあり方検討会」を開催し、学識者や聴覚障害者団体、伝達の実施機関から意見をいただき、海水浴場等における「旗」を用いた伝達について議論を行いました。その結果、視認性を重視した上で、色覚の多様性や外国人への配慮も考慮し、津波警報等の伝達には「赤と白の格子模様」の旗を用いることが望ましいと提案されました。

気象庁では、本検討会の提言を受け、令和2年6月に規程類(「気象業務法施行規則」及び「予報警報標識規則」)を改正し、津波警報等の視覚による伝達に「赤と白の格子模様の旗」を用いる旨を規定しました。この「赤と白の格子模様の旗」を「**津波フラッグ」**と呼び、全国的に自治体や関係機関・団体と協力し普及啓発を行う計画です。

「**津波フラッグ**」は、長方形を四分割した、赤と白の格子模様のデザインです。縦横の長さや比率に決まりはありませんが、遠くからの視認性を考慮して、短辺 100cm 以上が推奨されます。「**津波フラッグ**」の仕様及び運用については、予報警報標識規則に以下のとおり定められています。

○ 旗の色彩: 赤と白の格子模様

○ 旗の形 : 方形(四角形)



津波フラッグ



津波フラッグによる津波 警報等の伝達(イメージ) (公益財団法人 日本ライフ セービング協会提供)

※旗を建物に掲げるなど他の手法でお知らせする ことがあります

○ 旗の使用:

- ・ 津波警報等が発表されたら、その伝達のために直ちに用いる。
- ・ 津波注意報、津波警報及び大津波警報の伝達はすべて同じ旗で行う。
- ・ 津波警報等の切り替え及び解除の際は、旗による伝達は行わない。

なお、「**津波フラッグ」**は、主に船舶間の通信に用いられ、「貴船の進路に危険あり」を意味する国際信号旗である「U旗」と同様のデザインとしています。U旗は、海外では海からの緊急避難を知らせる旗として多く用いられています。ただし、U旗は、他の国際信号旗と組み合わせることによって、別の意味になることがあります。

「津波フラッグ」による津波警報等の伝達

- (1) 伝達の実施場所 海水浴場等
- (2) 伝達の実施者 ライフセーバーや監視員等
- (3) 伝達の対象者 海水浴場等の利用者を対象
- (4) 伝達の実施基準 (タイミング)

津波警報等の発表(地震発生後3分以内を目途)を、緊急速報メールや防災行政無線、ラジオ等により覚知した際に直ちに実施する。海水浴場等で強い揺れまたは長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合に、津波警報等が発表される前に「**津波フラッグ**」により避難を呼びかける。

※地震が発生した場所によっては、津波が時間的猶予なく海岸に来襲する可能性があるため、海水浴場等で強い揺れを感じた場合などにおいては、津波避難タワー等からのぶら下げ時などの安全が確保されている場合を除き、「**津波フラッグ**」の掲出は行わない。

(5) 伝達の実施方法

海水浴場等の利用者が、「**津波フラッグ**」が掲出されたことを覚知できる方法。旗を掲げる、振る以外に、津波避難タワーや津波避難ビル等の海岸から見える建物に旗をぶら下げる等。



ポスター

(作成:公益財団法人 日本ライフセービング協会・気象 庁 作成:令和2年6月)

これからの海水浴シーズン、全国の海水浴場で「**津波フラッグ**」の運用が順次開始されます。海水浴場や海岸付近で「**津波フラッグ**」を見かけたら、速やかに避難を開始してください。



リーフレット (作成:内閣府・消防庁・気象庁 作成:令和2年6月)

津波は繰り返し襲ってきますので、津波警報等が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

津波フラッグ関連 気象庁ホームページ

https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/tsunami_bosai/tsunami_bosai_p2.html